## お知らせ

### 新規雇用創出就労環境改善事業補助金について

積極的に就労環境の改善に取り組む事業者に補助金を交付することで、若者等の定着につながる就労環境や女性就労者の環境改善、雇用の拡大を推進します。

**対象事業者**　次のいずれにも該当する事業者

- 本市内に本社または事業所を有し、労働保険および社会保険の適用事業所として届出を行っている事業者
- 令和2年4月1日以後に就業時年齢満40歳未満の者を雇用期間の定めのない正社員または正職員として新たに雇用した事業者
- 市税等の滞納がないこと

**◎ハード事業**

**対象事業**　次に掲げる事業で事業費が50万円以上のもの

- 福利厚生施設の整備（トイレ、洗面所、更衣室、シャワー室、休憩所等）
- 労働時間の適正な管理に向けた設備導入（労働時間管理適正化システム等の導入）
- 職場環境改善のための設備導入（分煙設備等）

**補助金の額**　事業費の2分の1以内の額

**補助限度額**　100万円

**◎ソフト事業**

**対象事業**　新たに事業所名入りの統一した制服または作業着の支給や貸与

**補助金の額**　事業費の2分の1以内の額

**補助限度額**　20万円

**問合せ**　水産商工課商工振興係　TEL76-1667

### 計量器（はかり）の定期検査

計量器（はかり）を商売等で取引または証明上の計量に使用する場合は、法律で2年に1回の定期検査が義務付けられていて、今年はその定期検査の年です。対象者は必ず受けてください。

**実施日及び場所**

- 6月2日（木）　別府センター
- 6月3日（金）　城山センター
- 6月6日（月）　立神センター
- 6月7日（火）～9日（木）　市民会館

**時間**　午前10時30分～午後3時

**問合せ**　水産商工課商工振興係　TEL76-1667

### 5月1日～31日は水防月間

梅雨を控え、水害から大切な生命や財産を守るための月間です。日頃の十分な備えと、一人一人の水防に対する心構えが被害を最小限にくい止めます。水防活動にご協力をお願いします。

市内の1時間雨量、主要河川の水位の状況等を南薩地域振興局管内河川情報テレホンサービス（TEL099-2147-7070）で知ることができます。また、県河川砂防情報システムで県内各地の降水量、土砂災害危険指標などの情報を確認できます。

**問合せ**　建設課土木係　TEL76-1217

### 5月21日～6月20日は河川愛護月間

5月21日から6月20日までを河川愛護月間とし、県下一斉に河川愛護運動を実施しています。この運動は、多くの県民の皆さんに川を大切にし、また、川をきれいにする河川愛護作業に参加してもらうことによって、美しい郷土づくりを実現しようとするものです。皆さんの近くを流れる川はきれいですか。川は私たちみんなのものです。川にゴミや空き缶などを投げ捨てないようにしましょう。

地域で行われている川の清掃作業に自主的に参加し、運動の成果が上がるようご協力をお願いします。また、各地域や公民館での取り組みもお願いします。

**問合せ**　建設課土木係　TEL76-1217

### 申告・納期限を延長された方で振替納税をご利用の方へ

令和3年分確定申告において、申告所得税、個人事業者の消費税に関する申告・納付期限の延長をされた方で振替納税をご利用の方については、預貯金口座からの振替日は以下のとおりとなります。

なお、令和3年分申告所得税および復興特別所得税については、申告・納付期限の延長に伴う振替日の変更により、振替日が延納期限と同一日の5月31日（火）となります。このため、確定申告書に延納届出額を記載した場合であっても、確定申告に基づき納付いただく税額の全額を一括して振替納税による口座引落しを行います。

また、振替納税による口座引落しができなかった場合は、延滞税が課されることがありますので、ご注意ください。

| 確定申告 | 申告・納付期限の延長をされた方 | 振替日（延長後） |
|---|---|---|
| 令和３年分<br>申告所得税および<br>復興特別所得税 | ３月16日（水）から４月15日（金）までに、「新型コロナウイルス感染症」または「e-Tax接続障害」の影響により期限の延長をされた方が該当します。 | ５月 31 日（火） |
| 令和３年分<br>消費税および地方<br>消費税（個人事業者） | ４月１日（金）から４月15日（金）までに、「新型コロナウイルス感染症」の影響により期限の延長をされた方が該当します。 | ５月 26 日（木） |

**問合せ**　知覧税務署　TEL83-2411　※自動音声案内



### 児童巡回相談を実施

児童巡回相談を行います。相談には予約が必要です。

**相談日時**　6月14日（火）、15日（水）　午前10時～午後4時

**場所**　市民会館

**相談内容**　18歳未満の児童に関する次のようなこと

- 養護相談＝保護者の死亡や入院など家庭環境上の問題に関すること
- 保健相談＝未熟児、虚弱児、小児喘息その他の疾患に関すること
- 障害相談＝知的障害、肢体不自由、言語視聴覚障害、重症心身障害、自閉症に関すること
- 育成相談＝反抗・家庭内暴力など性格行動上の問題、学業・職業適性、家庭内における幼児のしつけ・遊び・不登校（園）に関すること
- 非行相談＝家出・盗み・傷害などの問題行動に関すること
- その他の相談＝療育手帳の（再）判定に関すること

**申込締切**　5月13日（金）

**問合せ・申込み**　福祉課障害福祉係　TEL76-1197

## 募集

### 公民館講座の受講生

枕崎地区公民館では、今年度の長期公民館講座として「絵手紙講座」を実施します。

**「絵手紙講座」～日々を描く～**

**期間**　6月～11月まで全10回（8月は休み）

**日時**　第1・3土曜日　午後2時～4時

**講師**　大谷　喜郎さん（南日本美術展委嘱作家）

**受講料**　1000円（最初の開講時のみ）

**募集人員**　10名

**申込期限**　5月25日（水）

**問合せ・申込み**　枕崎地区公民館（松之尾センター）　TEL72-9289

### 全国戦没者追悼式参列遺族

式典に関する詳細は、県庁社会福祉課（TEL099-286-2840）にお問い合わせください。

**期日**　8月15日（月）

※前日からの団体行動

**場所**　日本武道館

**対象**　戦没者の遺族、一般戦災死没者（空襲により亡くなった方など）の遺族

※県内に住民登録をしている遺族に限ります。

※過去に参列したことがない人を優先します。

※「次世代への継承」の観点から「18歳未満の遺族」についても募集します。

**申込期間**　5月31日（火）まで

**募集人員**　鹿児島県内から20名

**問合せ・申込み**　福祉課社会係　TEL73-5612

### 「交通遺児育英会奨学金」奨学生

希望者は、願書等の必要書類を記載のうえ、交通遺児育英会へお申込みください。

**対象者**　保護者等が交通事故で死亡または重度の後遺障害となった家庭の高校生以上の生徒・学生（申込時25歳までの人）

**奨学金の貸与額**　月額2～10万円（無利子）

**入学一時金貸与額**　20～80万円（1年次1回限り。無利子）

**返還期間**　最長20年

**募集期限**

- 在学応募　10月31日（高校・高専は1月31日）
- 予約応募　1月31日（随時受付）

**その他**　奨学金のほか、「学生寮」、「家賃補助」等の大学生・専門学校生向けの制度もあります。

**問合せ・申込み**　（公財）交通遺児育英会　TEL03-3556-0773（直通）、0120-521-286（フリーダイヤル）

## 消費生活メモ

### 18歳から一人で契約できる！

2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これにより、18歳で、法律上は大人として扱われるようになります。

成人になると、保護者の同意なく自分の意思で、さまざまな契約ができるようになります。

- 契約とは法的な拘束力を持つ約束で、基本的に一方の都合だけでやめることはできません。
- 未成年が保護者の同意を得ずに契約した場合は、民法で定められた未成年者取消権が行使できますが、成人になって契約した場合は行使できません。
- 新成人、特に18歳で成人になる人たちは、社会経験がまだ浅くさまざまな勧誘のターゲットになる可能性が懸念されています。

**▼新成人の方へ**

契約するかどうか、誰とどのような内容ややり方で契約するかは、自由に決めることができます。自分にとって本当に必要な契約か、内容を理解し、よく考えて納得したうえで決めることも大切です。自分の判断だけで契約できるようになりますが、守るべき義務も発生します。自由には責任が伴うことを自覚しましょう。

契約について、困ったことがあったら、すぐに消費生活センター等へ相談しましょう（消費者ホットライン188）。

**消費生活に関するトラブルのご相談は枕崎市消費生活センター（市役所内）まで。**
**TEL72-1111　内線329**
**※8:30～12:00、13:00～17:15**



法律相談　TEL72-7450（市社会福祉協議会）　※奇数月第2木曜日午後・要予約